

令和3年2月17日運用開始

大船渡市議会業務継続計画（BCP）

感染症対応版

目 次

- 1 策定の背景
- 2 策定の目的
- 3 感染症の定義
- 4 感染症発生期に応じた議会の行動基準
 - <県内（市外）発生期>
 - (1) 実施体制
 - (2) 予防・まん延の防止対策
 - <市内発生期>
 - (1) 実施体制
 - (2) 予防・まん延の防止対策
 - <小康状態>
 - (1) 実施体制
 - (2) 予防・まん延の防止対策
- 5 議員が感染者又は濃厚接触者と認定された場合
 - (1) 連絡と報告
 - (2) 予防・まん延の防止対策
- 6 オンラインによる会議の開催
- 7 事務局職員が感染者又は濃厚接触者と認定された場合
- 8 感染者及び濃厚接触者に関する情報公開
 - (1) 議員
 - (2) 事務局職員
- 9 「大船渡市業務継続計画・感染症対応版」・「大船渡市議会災害対応指針」との整合
- 10 議会内での感染者又は濃厚接触者の発生時におけるフロー図

1 策定の背景

令和元年12月、中国湖北省武漢市を発端とする新型コロナウイルスが検出されたのち、世界各地で新型コロナウイルス感染症患者が確認されるようになった。令和2年1月WHOは、「国際的な公衆衛生上の緊急事態」を、同年3月11日には世界的な大流行（パンデミック）を宣言した。

国内においても全国的に感染が拡大しており、岩手県内では、令和3年1月現在、感染者が400人を超す事態となっている。

新型コロナウイルス等の感染症は、議会権能の行使にも大きな影響を及ぼす恐れがあることから、議会機能の維持を図りながら市民福祉の増進に寄与する取組を示す必要がある。

2 策定の目的

大船渡市議会業務継続計画（BCP）感染症対応版（以下「感染症対応版」という。）は、議会が執行機関と緊密な情報共有を行いながら政策提言を行うとともに、当議会の感染拡大の防止に向けた行動基準を定めるものである。

感染症対応版は、新型コロナウイルス等感染症の脅威から市民生活の安全・安心を確保するため、市民との情報共有を図りつつ、執行機関に対する政策提言を行う特別委員会の設置と災害対策会議の設置基準を、大船渡市議会災害時対応基本計画（大船渡市議会業務継続計画（BCP））（以下単に「BCP」という。）に、感染症への対応版として加えるものであり、県市内、庁舎や議会内で感染症が発生した場合などの行動基準を定めるものである。

3 感染症の定義

感染症対応版において、感染症とは、「新型コロナウイルス等感染症により、市内に大きな混乱や経済的損失が発生した場合、又は感染の拡大が予想される場合」とし、BCPにおける感染症の定義と整合させる。

4 感染症発生期に応じた議会の行動基準

＜県内（市外）発生期＞

(1) 実施体制

- ① 議会は、必要に応じて感染症対策に係る特別委員会の設置を検討する。
- ② 議会は、特別委員会等の活動を通じて感染症に係る市民の多様な課題について、調査・政策提言・検証を行う。
- ③ 特別委員会の要綱を別途策定する。

(2) 予防・まん延の防止対策

- ① 議長が認める出張に際し、相手先の感染症の状況を把握するとともに、自身の体調の変化に細心の注意を払う。
- ② 議会は県外に加え、市外からの視察等の受け入れについて検討する。
- ③ 議会は、必要に応じて議場等の会議の傍聴席にソーシャルディスタンスを確保するとともに、傍聴希望者に対し、検温・咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染症予防対策の周知を図る。
- ④ 議員及び議会事務局職員は、検温・咳エチケット・手洗い・うがい等の感染症予防対策の実践を行う。

<市内発生期>

(1) 実施体制

- ① 議会は、感染症に係る特別委員会の設置を検討する。また、議長は、感染症のまん延状況により、市議会災害対策会議への移行を検討する。
- ② 議会は、特別委員会等を通じて感染症に係る市民の多様な課題の調査を行い、予算化に向けた政策提言・検証を進める。
- ③ 特別委員会の要綱を別途策定する。

(2) 予防・まん延の防止対策

- ① 議長が認める出張時に際し、相手先の感染症の状況を把握するとともに、自身の体調の変化に細心の注意を払う。
- ② 議会は県外に加え、市外からの視察等の受け入れを検討する。
- ③ 議会は、不特定多数が接触する可能性の高い行事について、状況に応じて開催及び参加の見送りを検討する。
- ④ 議会は、傍聴希望者に対する本会議等の傍聴の自粛を検討する。
- ⑤ 議会は、傍聴者に対し、検温・咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染症予防対策を実施する。
- ⑥ 議員及び議会事務局職員は、検温・咳エチケット・手洗い・うがい等の感染症対策の実践を徹底する。

<小康状態>

(1) 実施体制

- ① 議長は、患者の発生状況、国・県・市の動向等を見極め、市議会災害対策会議を設置している場合は解散する。

(2) 予防・まん延の防止対策

- ① 議会は、3密となり不特定多数の人が接触する可能性の高い行事について、状況に応じて開催及び参加の規制を緩和・解除する。
- ② 議会は、外部からの視察等の受け入れ規制を緩和・解除する。
- ③ 議会は、傍聴者の制限を緩和・解除する。
- ④ 議会は、検温・咳エチケット、手洗い、うがい等の感染症対策の実践を緩和・解除する。

5 議員が感染者又は濃厚接触者と認定された場合

(1) 連絡と報告

- ① 議員は、濃厚接触者と認定された場合は、医療機関等の指示に従い行動する。また、自身及び家族の体調の変化に注意し、速やかに議長に報告する。
- ② 議員は、陽性者又は感染者と認定された場合は、医療機関等の指示に従い治療を行う。また、治療経過について、本人又は家族により議長に報告する。

(2) 予防・まん延の防止対策

- ① 議員は、出張又は、会議及び行事等への参加を自粛し、可能な場合はオンラインにより会議に出席する。
- ② 議長は、会派代表者会議を招集し、感染予防の徹底を周知するとともに、段階的な取組について協議・確認を図る。

6 オンラインによる会議の開催

- ① 大船渡市議会会議規則（平成3年大船渡市議会規則第1号）第94条の2に規定する感染症対策に係るオンラインを活用した委員会の開催と表決について、議長・委員長が認定し招集する。（オンライン会議は、本会議を除く委員会及び協議の場の会議において用いるものとする。）
- ② 会議でのICT機器使用に係る要綱とオンライン会議のガイドラインについて別途策定する。

7 事務局職員が感染者又は濃厚接触者と認定された場合

- ① 事務局職員は、濃厚接触者と認定された場合は、医療機関等の指示に従い行動する。また、自身及び家族の体調の変化に注意し、速やかに議長に報告する。
- ② 事務局職員は、陽性者又は感染者と認定された場合は、医療機関等の指示に従い治療を行う。また、治療経過について、本人又は家族により議長に報告する。

8 感染者及び濃厚接触者に関する情報公開

議員・事務局職員から新型コロナウイルス等感染症が確認された場合は、必要に応じて次に掲げる情報を公開する。

(1) 議員

- ① 本人が公開を了承した場合の性別、年代及び氏名
- ② 保健当局から認定を受けた日付及び提示された状態（感染経路の状況／入院の有無／重症・軽症の別／自宅待機等）

(2) 事務局職員

- ① 執行部に報告し、執行部の取扱いに準じる。

9 「大船渡市業務継続計画・感染症対応版」・「大船渡市議会災害対応指針」との整合

市民に寄り添い連携・相談を行うとともに、庁内・議会内での発生、まん延やクラスター発生の防止に対応するため、大船渡市が定める「大船渡市業務継続計画・感染症対応版」における議会事務局職員の行動基準と業務区分及び当市議会が定める「大船渡市議会災害対応指針」における議会・議長・議員の行動基準並びに災害対策会議設置基準と整合性を図るものとする。

10 議会内での感染者又は濃厚接触者の発生時におけるフロー図

体調に変化や異変を感じた場合
・ 外出や他の人との接触を控える。 ・ 行動記録を保持する。 ・ 検温する。



発熱や倦怠感など、感染症ごとに厚生労働省が推奨する相談・受診の必要性がある症状の場合の連絡先
大船渡保健所 ☎0192-27-9922 平日 9時から17時まで
岩手県庁医療政策室 ☎019-651-3175 24時間対応 土・日・祝日可



感染者又は濃厚接触者として認定された場合の連絡

議員
議長に報告する。 大船渡市議会事務局 ☎0192-27-8916

議長
会派代表者会等により感染予防の徹底を周知するとともに、段階的取組について協議・手順の確認を図る。

事務局職員
議長に報告する。



感染症に係る特別委員会
議会对応方針協議

災害対策会議
議会对応方針協議

議会事務局
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本会議場、委員会室、会議室、事務局への出入りの有無の確認 ・ 議場、会議室の消毒等、必要な対応策について当局との協議及び実施